



入園・保育サービス

認可施設の利用について

認定こども園・幼稚園・保育所等一覧表(2025年4月1日現在)

認定こども園(幼保連携型) 

	施設名	住所	電話番号	延長保育	一時預かり (緊急)	休日保育
(別所・三木・三木南) 第1園区	三木市立別所認定こども園	別所町巴73	82-7278	●	●	
	神和認定こども園	加佐八幡本176-1	82-7363	●	●	
	エンゼル認定こども園	大村1067-349	82-2946	●	●	
	一粒園認定こども園	本町1丁目5-14	82-6990	●	●	
	ひろの認定こども園	志染町広野1丁目216	85-2995	●	●	
	羽場認定こども園	福井3丁目1918-29	83-3815	●	●	
	えびす認定こども園	宿原9-1	83-3247	●	●	
(自由が丘・緑が丘・青山・志染) 第2園区	清心認定こども園	緑が丘町東2丁目5-1	84-0811	●	●	
	自由ヶ丘認定こども園	志染町中自由が丘3丁目99	85-3650	●	●	
	あけぼの認定こども園	志染町井上684	87-3222	●	●	●
	りんでん認定こども園	緑が丘町西4丁目14-3	85-7838	●	●	
	清心緑が丘認定こども園	緑が丘町西1丁目10-9	87-0888	●	●	
川(細川・白吉) 第3園区	いずみ認定こども園	口吉川町大島854	88-0811	●	●	
	よかわ認定こども園	吉川町みなぎ台1丁目31-4	73-1171	●	●	

かげえのクイズ

もんだい かげとおなじかたちのくるまをさがしてみよう!



1

2

3

4

三木市立幼稚園

施設名	住所	電話番号	預かり保育 (緊急)
三樹幼稚園	末広1丁目10-8	82-4327	●
自由が丘幼稚園	志染町中自由が丘3丁目70	85-1200	●

施設名	住所	電話番号	延長保育
-----	----	------	------

三木市立保育所

志染保育所	志染町吉田824	83-5660	●
-------	----------	---------	---

小規模保育事業所(0~2歳児)

しんてつ・みどりがおか保育園	緑が丘町本町1丁目6-1	89-8551	●
リトルエンゼル	加佐237-6	82-3221	●
神和ひまわりルーム	末広1丁目85-4	82-6800	●
小規模保育所 ひろの保育園	志染町広野1丁目199	70-7013	●
さくらんぼ保育園	福井3丁目1886-1	83-3824	●
小規模保育所 えびすガーデン	宿原1265-202	82-3237	●

事業所内保育事業所(0~2歳児)

ポリーキッズルーム	緑が丘町本町1丁目238-1 世良田ビル2F	87-1888	●
-----------	---------------------------	---------	---

大募集! 三木市であつたか〜い保育、しませんか?

みっきい 保育教諭登録制度

●対象者
幼稚園教諭免許
または保育士資格を
お持ちの方。

集まれ! 保育教諭の
たまごたち
体験事業

●対象者
保育教諭等をめざしている学生、
幼稚園教諭免許または
保育士資格を有する卒業生
(卒業後5年以内)

担当・お問い合わせ先 三木市教育委員会 教育振興部 教育・保育課
TEL.0794-82-2000(内線3544・3547) FAX.0794-89-2450

詳細はHPを
ご覧ください



イラスト:こゆり

教育・保育給付認定制度

入園を希望する児童は、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

3つの認定区分

年齢	対象	認定区分		利用できる施設
3歳以上	教育を希望する児童	1号認定	教育標準時間	幼稚園(市内は4歳児以上)※ 認定こども園(市内は3歳児以上)※
		2号認定	保育標準時間	保育所、認定こども園
3歳未満	保護者の就労や疾病等の事由で保育を希望する児童	3号認定	保育短時間	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所

※当該年度4月1日の年齢

教育標準時間について

1号認定を受けた児童の教育時間は、次のとおりです。また、夏休み等の長期休業があります。長期休業期間や、期間中の登園日等は施設により異なります。

年齢	教育時間
3歳児	午前9時～午後1時
4・5歳児	午前9時～午後2時

保育の必要量に応じた区分

2号・3号認定は、保育の必要量によって、以下のとおり区分されます。

区分	月間労働時間等	最長利用可能時間
保育標準時間	120時間以上	11時間/日 (7:00～18:00)
保育短時間	48時間以上 120時間未満	8時間/日 (8:00～16:00)

保育の必要性の認定基準について(2・3号認定)

小学校入学前までの児童で、保護者(両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者)が次のいずれかの保育を必要とする事由に該当する場合、保育の認定を受けることができます。

事由	内容	入園可能期間
①就労等	保護者が勤務、自営、内職、農業等仕事をしている	就労期間内
②妊娠・出産	保護者が出産前後である	出産月と産前産後とも3か月ずつ
③疾病・障害	児童の保護者が病気、負傷、心身の障害等の状態にある	証明書等に記載の通院および療養期間
④介護・看護等	保護者が同居親族の介護・看護にあたっている	入院・通院期間、介護が必要な期間
⑤災害復旧	火災、風水害、地震などの災害があり、保護者がその復旧等にあたっている	復旧完了まで
⑥求職活動	保護者が求職活動(起業準備を含む)を行っている	認定から3か月 (原則保育短時間認定)
⑦就学	保護者が就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)している	就学期間内
⑧育児休業	育児休業開始前にすでに就労で保育認定を受けて施設に在籍している者で、継続して保育認定を希望する	原則1歳の誕生日の属する年度末までのうち、勤務先が証明する育児休業期間(原則保育短時間認定)

★注意事項★

次の場合は保育の認定を受けることができません。

- ・近所に友達がいないため ・集団生活になれさせたいため
- ・弟や妹の育児や日常の家事で忙しいため などの理由による申込

※新規申込で「育児休業」を保育要件として申し込むことはできません



入園申込の流れ

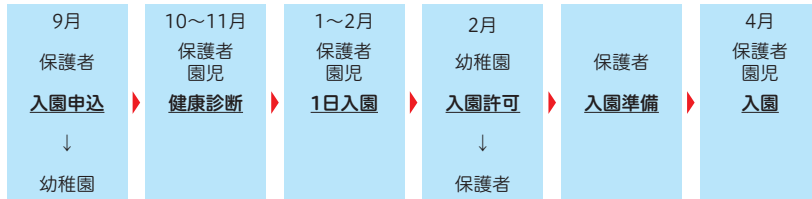
園 教育・保育課

☎82-2000(代表)

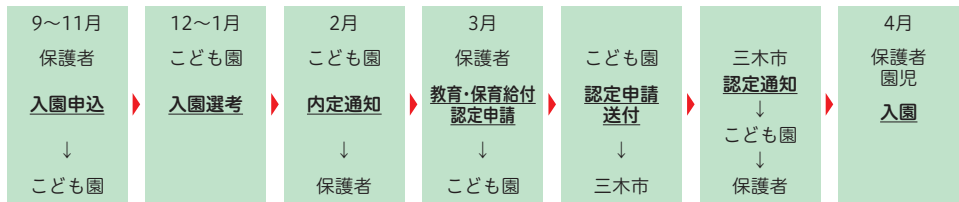
1号認定を受けて市内の認定こども園を申し込む／2号・3号認定を受けて認定こども園・保育所等を申し込む



市内の幼稚園を申し込む



1号認定を受けて市外の認定こども園を申し込む

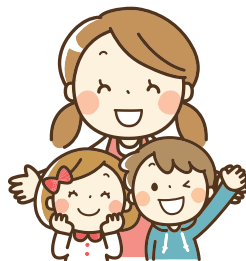


※自治体により取扱いが違います

利用者負担額(保育料)の軽減

三木市では、H29.4月から全ての0～2歳児の利用者負担額を50%軽減しています。
R元.10月から国の幼児教育・保育無償化により、3歳児以上と非課税世帯の0～2歳児の利用者負担額が無償化されました。

※3～5歳児のこどもの副食費についても補助を行っています(詳しくはP.38参照)



子育て支援コーディネーターへの相談

☎ 教育・保育課内 子育て支援コーディネーター直通
月～金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～16:00

☎89-2347

入園に関することや子育てに関する「どこに相談したらよいかわからない」という悩みや疑問について、お電話でも、窓口でもお気軽にご相談ください。

・認定こども園や幼稚園に入園させたい ・こどもを一時的に預けたい
・遊べる場所を知りたい ・イライラする、どうしたらいいの? など

認定こども園・保育所等ホットライン

☎ 兵庫県福祉部 こども政策課

認定こども園、保育所等の保育施設の制度や基準、乳幼児教育・保育等の「知りたい」「聞きたい」についての様々な相談にお答えします。

電話番号 保育のなや み ごとゼロ

7 3 5 0 (繋がらない場合は☎078-362-3654)

(固定・IP・携帯電話から通話可能、通話料金は通話者負担)

月曜～金曜 9:00～21:00/土日祝 9:00～17:00(年末年始12/29～1/3を除く)

LINEチャット相談(保育相談専門コーディネーターが対応します)

月曜～金曜 9:00～17:00(土日祝・年末年始12/29～1/3を除く)

(通話料は通話者負担)

FAX 078-362-3011

E-mail kodomoseisaku@pref.hyogo.lg.jp



認定こども園
保育所等
ホットライン
LINE友だち追加



入園・保育サービス



室内で楽しもう! ひと工夫でうち遊びをENJOY

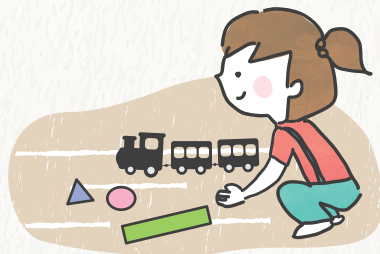
手軽に購入できる玩具や自宅の物を活用して、
こどもの創造性を育み、親子のコミュニケーションが深まる知育遊びを
取り入れてみてはいかがでしょうか。

マスキングテープ de 「うち遊び」

フローリングに丸や三角、四角などの図形をマスキングテープで作ります。図形の名前を言って、こどもに移動してもらいます。図形を線路に見立て、電車や車を自由に並べてみたり、人形の玩具を歩かせたり、お気に入りの玩具の形を真似たりなど手軽に遊べます。



用意するもの ☆マスキングテープ
☆うちにあるおもちゃ



施設等利用給付

国の幼児教育・保育無償化により、次の施設の利用料等について、給付が受けられます。給付対象になるには、事前に認定を受ける必要があります。

施設	対象	給付月額上限額	給付内容
国立大附属幼稚園	3歳以上	8,700円	月額利用料と入園料 (当該年度のみ)
私立幼稚園		25,700円	
国立特別支援学校幼稚園部		400円	
認定こども園等の 預かり保育	保育認定を受けている	3歳児以上	平日教育時間以降や休日等の預かり保育(450円×利用日数が上限)
		非課税世帯の0～2歳児	
認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育	認可施設に在籍しない保育認定を受けている	3歳児以上	月の利用料の合計額
		非課税世帯の0～2歳児	

認可外保育施設

問 教育・保育課

☎82-2000(代表)

三木市には、次のような認可外保育施設があります。

保育料は、各園で決定します。詳しくは、各施設へお問い合わせください。

名称	所在地	定員	対象	問い合わせ
ホザナ園	緑が丘町東4丁目10	60	2～5歳児	84-0287
広野こどものえん	志染町東自由が丘2丁目511	5	3歳未満	84-1933/ 080-5297-1218
野あそび舎わっこ。	緑が丘町中2丁目1-1	12	3歳のお誕生日の翌月～	wacco.kobe@gmail.com
huggy しろくまRoom	緑が丘町東2丁目4-10	10	8か月～就学前	huggy@hoppe- npo.com

補助制度一覧

認可外保育施設等の利用料補助制度は3種類あります。施設の状況や保護者の状況(就労の有無等)により利用できる制度が異なりますが、事前に手続き(認定申請)が必要ですので、ご注意ください。

保護者の状況	保育認定あり(2・3号)	保育認定なし	
施設の状況	国の無償化対象施設	多様事業	国の無償化対象施設
3～5歳児	施設等利用給付(新2号)	多様補助	市補助
0～2歳児 (非課税世帯)	施設等利用給付(新3号)	補助対象外	
0～2歳児 (課税世帯)			
	市補助		

※多様事業:多様な集団活動事業(幼稚園とは別に、独自の幼児教育を提供する事業・施設)

※市補助:三木市認可外保育施設利用料補助金

※多様補助:多様な集団活動事業の利用支援事業(利用料の補助)

※「施設等利用給付」と「多様な集団活動の利用支援事業」については、施設がその対象であることの確認・決定を受けており、保護者が申請可能であれば、そちらを優先し補助します(市補助不可)

※一人のこどもが複数の補助を重複して受けることはできません

多様な集団活動事業の利用支援事業

この事業の対象として決定を受けた施設に通うこどもは、一定の条件を満たす場合、補助を受けることができます。補助対象になるには、事前に認定を受ける必要があります。

対象	補助額
3歳児以上	25,700円

三木市認可外保育施設利用補助金

対象	補助額
3歳児以上	保育要件なし 利用料の全額(月額上限25,700円)
0～2歳児	保育要件あり 利用料の半額(月額上限21,000円)

副食費の免除・補助

園 教育・保育課

☎82-2000(代表)

三木市では、3～5歳児のこどもの副食費について、以下のとおり補助を行っています。

在籍施設	申請方法	補助内容
市内の認定こども園、幼稚園、保育所	申請不要	3歳児以上の 1号:月額上限4,900円 (245円×給食提供日数)が上限
市外の認定こども園、幼稚園、保育所等	保護者が市へ申請 ※施設が代理受領する場合は 差額があれば施設へ支払い	2号:月額上限4,900円
国立大附属幼稚園、私立幼稚園 認可外保育施設等		月額上限4,900円

※年収約360万円未満の世帯と第3子以降のこども(1号認定のこどもと3歳児以上の2号認定のこどもが対象)の副食費(おかず・おやつ代)は徴収が免除されます

ベビーカーマークを知っていますか？



ベビーカーマークは、
ベビーカーを安心・安全に使用するためのマークです。

ベビーカーを安心して利用できる場所や設備(エレベーター、鉄道やバスの車両スペース等)を表しています。



**ベビーカー
使用禁止マーク**

ベビーカーの使用を禁止する場所や設備(エスカレーター等)を表しています。

出典:国土交通省

病児・病後児保育

問 病児・病後児保育室ノア(小児科神沢クリニック) 三木市福井3丁目15-9

☎ & FAX 83-5960

<http://noa2007.moo.jp/>

- 対象者** 「病氣中の児童」または「病氣の回復期の児童」で、保護者が、仕事、冠婚葬祭、ご自身の病氣等で、看護、保育が困難な生後6か月～小学6年生までの児童(事前登録が必要)
- 保育時間** 月～金曜日 8:30～18:00
※祝日、年末年始、お盆休みなどを除く
- 利用料金** ・市内に住所を有する市民税課税世帯:2,000円
・市外に住所を有する世帯:3,000円
・市内に住所を有する生活保護世帯または市民税非課税世帯:免除
※別途、おむつ代等が必要な場合があります

育児ファミリーサポートセンター

問 三木市育児ファミリーサポートセンター(三木市社会福祉協議会内)

☎ 82-2395

育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(協力会員)からなる会員相互組織で、子育て中の人を地域で支えるシステムです。アドバイザーが会員による相互援助活動の調整等を行っています。

- 利用料金** 500円/時間(月～金曜日7:00～20:00)
600円/時間(上記時間外、土・日・祝日、年末年始(12/29～翌年1/3))



ファミちゃん

アフタースクール(学童保育)

問 教育・保育課

☎ 82-2000(代表)

授業の終わった放課後や土曜日、長期休業(春、夏、冬休み)に、学校の空き教室等を利用して、遊びや生活の場を提供しています。

- 対象者** 市内に住所を有し、保護者等が労働などにより昼間家庭にいない小学生
- 利用料金** 通年利用の場合
 - ①保護者負担金(月額)7,000円
 - ②延長保護者負担金(月額)2,000円
 - ③土曜日保護者負担金<1回>500円
 - ④おやつ代・諸費(月額)2,000円
 - ⑤保険代<年額>800円
 ※保護者負担金の減免制度もあります
 ※長期休業期間のみの利用の場合は、期間により保護者負担金、おやつ代・諸費は異なります